平成２２年（フ）第１６８１号
大阪府寝屋川市池田本町４番20号
債務者　城戸　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８５号
大阪府東大阪市横沼町３丁目13番２号
債務者　山中　　寛
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６９０号
大阪市生野区生野西３丁目７番18号
債務者　松口　榮子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６９４号
大阪市北区中津３丁目32番２―502号
債務者　濱中　輝彦
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６９８号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ１―809号
債務者　勝　　貢
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７０５号
大阪府豊能郡能勢町宿野171番地の149
債務者　八木トクヱ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７１１号
大阪市東成区玉津３丁目７番９号
債務者　武山弘造こと　鄭　　弘造
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７１４号
大阪市住之江区東加賀屋４丁目５番13号
債務者　大賀　正吉
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７号
岩手県八幡平市大更第22地割８番地37
債務者　遠藤　明広
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４１号
盛岡市馬場町７番８号　大建ハイツ203号
債務者　菅原　節子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２３３号
福島県会津若松市門田町大字日吉字丑渕144番地の２　コーポ日吉102号、前住所福島県会津若松市西年貢２丁目７番46号
債務者　大塚　　正
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
福島県会津若松市日新町17番44号
債務者　鈴木　崇作
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
金沢市清川町７番９号
債務者　齊藤　利雄
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
金沢市松村６丁目225番地　ポエムノーム松村301号室
債務者　今村　　歩
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４８号
金沢市東力４丁目127番地、従前の住所石川県白山市美川今町ル191番地
債務者　大沼　春子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
金沢市鳴和１丁目18番37号　県営住宅５棟202号、従前の住所金沢市神宮寺２丁目17番20号
債務者　浅賀　文夫
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
愛知県一宮市せんい１丁目５番21号
債務者　松本　照義
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６５号
愛知県一宮市せんい１丁目５番21号
債務者　松本　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部